

1 国家戦略特別区域の名称

「加賀市・茅野市・吉備中央町 デジタル田園健康特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 加賀市全域【令和5年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、加賀市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、加賀市内における外国人による創業活動を促進する。

① 加賀市全域【令和5年度中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野等における革新的な事業を3自治体の連携により強力に推進することを通じ、同分野をはじめとした地域の課題解決が図られるとともに、デジタル田園健康特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。